

宝塚市上下水道局では、新型コロナウイルス感染症が経済的に甚大な影響をもたらしている状況を踏まえ、みなさまの生活を支援するためにも、宝塚市上下水道局に料金をお支払いをいただいている方々について、水道料金及び下水道使用料の基本料金を4か月間、減免させていただきます。

偶数月に検針をさせていただいている方は8月及び10月に検針した分、奇数月に検針をさせていただいている方は9月及び11月に検針した分について、基本料金を減免いたします。なお、減免につきましてみなさまからのお手続きは不要です。**検針直後にお知らせする「水道・下水道使用水量等のお知らせ」票には、減額前の料金が掲載されますが、その後に下記の料金を差し引いてご請求させていただきます。**

【減免額について 2か月分（1回の検針あたり）】

水道料金				下水道使用料			上下合計 減免適用額 円（税込）
用途	口径 mm	基本料金 円（税込）	減免適用後の請求額	用途	基本料金 円（税込）	減免適用後の請求額	
一般用	13	1,760	0	一般用	1,166	0	2,926
	20	2,200					3,366
	25	2,860					4,026
	30	8,800					9,966
	40	17,600					18,766
	50	35,200					36,366
	75	44,000					45,166
	100	88,000					89,166
	150	132,000					133,166
公衆浴場	全口径	4,400		公衆浴場	9,900		14,300

※水道料金及び下水道使用料の基本料金の全額減免（臨時用の水道料金は除外）